

3月号（498号）[松中 学先生]

丙社（前号までと同じ会社である）では、前号の T の株式譲渡の結果、株主と持株数は P200 株、Q100 株、R150 株、S50 株となった。ここから数年経った 202×年 9 月 1 日の時点では、株主と持株数は p（P の子）200 株、q（Q の子）100 株、r1～r3（いずれも R の子）各 50 株、S50 株となった。p と q はそれぞれ丙社の代表取締役を務めている（他にもう一人取締役がいる）。代替わりしたことでの業績は向上した。なお、以下で明示するもの以外、前号までと丙社の機関設計や定款規定は変わっていない。

202×年 9 月、p と q は次の話をしていた。

p 「R 家の 3 人と S のじいさんは経営に興味ないし、いつ売りたいって言ってくるか分からんよな。何年か前の T さんの時も売れるの売れないのと一悶着あったし、なんかできんかな。」

q 「会社法のごっつい本見るとさ、全部しゅしょく…モグモグ」

p 「全部主食ってお前の昼飯かよ。全部取得条項付種類株式って言いたいんだろう。あれは違うよ。」

q 「ポテトもケチャップも野菜だし、油も元は野菜だろ。とにかく、売りたい時に会社に売れるようにできんかな。」

p は q のフライドポテトをつまみながら頷く。

問 1 全ての株式について p と q の意向を満たす内容にするにはどのような手続で、どのような内容を定めればよいか（下の事実はないものとする）。売却価格は売却時の 1 株当たり純資産額とする（初級）。

p 「でもさ、どの株式もってことはオレらも売れるんだよな。それはマズくないか。」

q 「おれらは一心同体、セームボートだからな。R 家と S さんだけにしたいな。」

p 「結論は正しいけど、そういう意味なんか……気色の悪い横文字使うんじやねえよ。」

r1～r3 と S もこの方針に賛成しており、協力してくれることになった。

問 2 r1～r3 と S が保有する株式のみ、問 1 と同様の内容とするには、どのような内容を定めればよいか。なお、持株数は現在と変えないものとする（初級）。

問 2 の後、p と q は新規事業の資金調達のために、次のとおり、中小企業に投資をする U ファンドに新しい種類の株式を発行することになった。他の種類株式に優先して、①1 株 5000 円の優先配当と、②払込金額相当の金銭による残余財産分配を受けられ③譲渡制限株式とする、④払込金額は 1 株 50 万円、発行数は 100 株とする。以下、p と q の株式を A 種株式、残りの株主の株式を B 種株式、新たに発行しようとする株式を C 種株式とする。

問 3 C 種株式を発行するための手続を説明せよ。なお、丙社には、会社法上、定款で排除できる種類株主総会決議は全て排除する旨の定款規定が置かれている（中級）。

2月号（497号）[久保大作先生]

丙株式会社（前号・前々号と同じ会社）は非公開会社であり、取締役会設置会社である。丙社の発行済株式数は 500 株（発行可能株式総数 2500 株）であり、株主と持株数は、P200 株、Q100 株、R100 株、S50 株、T50 株である。なお、丙社定款には会社法 107 条 2 項 1 号ロに相当する定め、譲渡承認の決定機関についての定めはない。また、丙社は種類株式発行会社ではない。

問 1 T は、自らが営む事業の運転資金が必要になったため、R に対して T が有する丙社株式の全部（以下「本件株式」という。）を売却したい旨申込みをし、R もこれを承諾したとする（以下これを「本件譲渡」という）。このとき、T=R 間で株式の譲渡の効力を生じさせるには、どのような行為が必要か。丙社が株券不発行会社（ただし社債、株式等の振替に関する法律は適用されない）である場合と、株券発行会社である場合とに分けて説明しなさい。

（初級）

問 2 本件譲渡について丙社が承認をするか否かの決定を請求できるのは誰か。また、それはどのように行われるべきか。①T=R 間での譲渡の前、②譲渡の後のそれぞれについて、必要なときには丙社が株券不発行会社である場合と株券発行会社である場合に分けて説明しなさい。なお T ないし R は、譲渡が承認されない場合に本件株式を換金したいと考えているとする。（初級）

問 3 上記問 2において、丙社に対して適法に請求されたとする。この場合の、本件株式についての新たな株主の名義書換に至るまでの手続の進み方について、丙社が本件譲渡を承認する場合と承認しない場合とに分けて説明しなさい。なお、丙社の財務状態は本誌 495 号の演習問題で示した貸借対照表のとおりとする。（初～中級）

1月号（496号）[松中 学先生]

丙社（前号と同じ会社）は非公開会社であり、取締役会設置会社である。丙社の発行済株式総数は 500 株（発行可能株式総数 2500 株）である。株主と持株数は、P200 株、Q100 株、R100 株、S50 株、T50 株である。丙社は、2019 年 12 月 31 日の時点の貸借対照表（前号に示されたもの）のとおりの財産状態にあり、次の新株発行を行おうとしている。丙社は、会社法 199 条ないし 206 条の 2 との関係で、定款に別段の定めを設けていない。

問 1 金銭を払込財産として、払込金額の総額 1000 万円の新株発行を行う（前号問 3 と同じ）。①割当先は P に 120 株、Q に 80 株とする。②増加する資本金の額は会社法上求められる最低額とする。③払込期日は 2020 年 1 月 31 日とする。（初級）

- (1) 募集事項として定めるべき具体的内容と根拠条文を全て挙げよ。
- (2) 募集事項を決定すべき丙社の機関は何か。また、払込金額の総額が 1000 万円か 1200 万円のどちらにするか現時点では決定できないため、募集事項の決定をもう少し機動的に行いたい場合、どのような手続を経てどこに委任できるか。委任の際に何を決める必要があるかも含めて答えよ。
- (3) 丙社は会社法の原則どおりに募集事項を定めたものとする。P が 120 株、Q が 80 株、R が 20 株の申込みを行った。丙社における割当ての手続を説明し、①のとおりに割り当たられるかを答えよ。

問 2 問 1 と同様に払込金額の総額 1000 万円の新株発行を行うが、①に代えて、株主 P～T に持株数に応じて割当てを受ける権利を与える。（初級）

- (1) この場合、募集事項と他の必要な事項を定める丙社の機関は何か。
- (2) 募集事項のうち、募集株式の数と払込金額はどのように定めればよいか。会社法と本問の設定を満たす具体的な数・金額の例を示せ。

12月号（495号）[久保大作先生]

(本号の事実は、494号までの事実とは無関係である。) 丙株式会社(以下「丙社」)は、A県に本店をおく株式会社である。丙社の事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

丙社の2019年12月31日現在の貸借対照表は、次のとおりであった。この貸借対照表を前提にして、次の問1から問3に答えなさい。(なお、問2～問3は相互に別個の問題であるものとする。)

(単位：千円、▲はマイナス)

| | | | |
|--------|--------|----------|---------|
| 現預金 | 20,000 | 流動負債 | 15,000 |
| 売掛金 | 5,000 | 固定負債 | 45,000 |
| 原材料 | 10,000 | 負債の部 計 | 60,000 |
| 商品 | 10,000 | | |
| 固定資産 | 45,000 | | |
| | | 資本金 | 25,000 |
| | | 資本準備金 | 10,000 |
| | | その他資本剰余金 | 10,000 |
| | | 利益準備金 | 10,000 |
| | | その他利益剰余金 | ▲15,000 |
| | | 自己株式 | ▲5,000 |
| 資産の部 計 | 90,000 | 純資産の部 計 | 30,000 |

問1 2019年12月31日時点での丙社の分配可能額を算定しなさい。(初級)

問2 丙社が欠損を填補するために次の行為をしようとする場合、どのような手続が必要となるかを説明しなさい。(初～中級)

(1) 資本金の額を減じて、分配可能額が3,000千円になるまでその他資本剰余金を増加させる。

(2) 資本準備金・利益準備金をそれぞれ減じて、分配可能額が0になるまでその他資本剰余金・その他利益剰余金を増加させる。

問3 丙社は、自己資本を増強すべく、新株発行により1000万円(=10,000千円)を調達することを計画した。その際、増加する資本金の額は500万円とすることとした。

(1) 丙社の新株発行の対価として得る財産が金銭であったとする。無事に金銭1000万円の払込みを受けた場合、純資産の部の各項目の額はどのようになるか、答えなさい。

(初級)

(2) 丙社の新株発行の対価として得る財産が不動産であったとする。無事に当該不動産の給付を受けたが、給付の期日における当該不動産の実際の価値は 1200 万円であった。このとき、純資産の部の各項目の額はどのようになるか、答えなさい。（初～中級）

11月号（494号） [松中 学先生]

登場人物などの基本的な事実関係は前号までと共通である（http://www.yuhikaku.co.jp/static_files/2021E_syouhou.pdf 参照）。

分家筋の株主 D らによる責任追及は成功まであと一歩となった。次のとおり、甲社取締役 E, H, I, K について任務懈怠などの 423 条 1 項の要件が満たされていると認められ、問題は E らが負う具体的な責任額となった（下記①は 492 号、②③は 493 号参照）。

①F の一人会社（乙社）から甲社が年 2000 万円の賃料で倉庫の底地を借りる契約（本件取引）を締結した E は、故意による 362 条 4 項 1 号違反がある。E は本件取引を行うべきではなく、因果関係のある損害は 2 億円（2000 万円 × 10 年）である。

②H は、2013 年 10 月の甲社取締役会で賃料について質問しつつ、虚偽の回答を得て引き下がった点が善管注意義務違反となる。H は、甲社従業員らの「C は娘の F に甘く不明朗な取引を企図している」という噂や、以前に C が格安で甲社に土地を貸し付けた際には明確に賃料と相場の差異を説明したこと記憶していたため、何かおかしいと感じた。しかし、明確な形で疑問を提示できないため、E の説明を受け入れた。因果関係のある損害は 5000 万円である。I はこれらを知らずに E の説明に納得しており、善管注意義務違反はない。

③K は、次の善管注意義務違反があった。まず、甲社従業員から本件取引が取締役会決議を経ていないことについて通報を受けたが、自己の不倫をネタに E に沈黙を強いられ、何もしなかった。次に、賃料についても通報を受けたが、相場より高い賃料を払うこともあるとさして気にせず、取締役会などで他の取締役に伝えることはなかった。因果関係のある損害は 2 億円である。

本件取引と 2013 年 10 月の取締役会の時点で、E は代表取締役、K は代表権のないコンプライアンス担当取締役であり、社内のリスク管理などの業務執行を行っていた。H は甲社と資本関係などがない会社の経営を主に行っており、甲社の社外取締役であった。H は、甲社の定款規定にもとづき、同社と法定の最低責任限度額を超えて任務懈怠責任を負わない旨の責任限定契約を締結していた。

また、E らは次の報酬を得ていた（退職慰労金以外、いずれも年額で、記載されたもの以外変動はない）。E：固定報酬 2000 万円、賞与 800 万円～1000 万円（年によって変動）。K：固定報酬 1700 万円、賞与 800 万円。H：固定報酬 1000 万円、退職慰労金 3000 万円（H は退任までに 5 年取締役を務めていた）。

問 1 甲社は事後的に E・K の責任を全部または一部免除することはできるか、できる場合にはどのような手続が必要か。甲社には 426 条の責任免除に関する定款規定はないものとする。（初級）

問 2 H が負うべき責任額はいくらか。（中級）

10月号（493号） [久保大作先生]

登場人物などの基本的な事実関係は、前月号（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html>）までと共通である。

分家筋の株主 D らは、前月号で問題となった取引（甲社の代表取締役 E が、362 条 4 項 1 号による取締役会の決定が必要であるにもかかわらず、決定を経ないまま、甲社を代表して倉庫用地を C の長女 F が代表する乙社から借り受けた取引。以下「本件取引」）を阻止しなかった他の取締役についても、任務懈怠責任を追及しようと考えた。

問 1 D らによる責任追及の前提として、取締役が負う監視義務、内部統制システム構築義務について説明しなさい。また、監視義務と内部統制システム構築義務との関係について説明しなさい。（初級）

問 2 D らが前月号で問題となった情報収集手段などを活用した結果、概ね次のような事実が明らかとなった。

(i) 本件取引は取締役会の決議なく行われたものの、本件取引によって借り受けた倉庫用地の上に倉庫を建設すること、その建設費用の融資を受けることについては 2013 年 10 月の甲社取締役会において決議されていた。当時の取締役は C, E, H, I, K であり、全員が出席していた。この取締役会において、「この土地の賃料は年 1000 万円以上するのでは」との H の質問に対して、E は「F の会社である乙社から格安で借りたため、年 1000 万円はかかっていない」との虚偽の回答をした。甲社には C から倉庫用地を格安で借りた前例があったことから、H らは特に怪しむことなく、この点についてそれ以上追及しなかった。

(ii) 甲社では、2008 年 10 月以降、取締役会決議に基づいて、取締役や従業員による職務の執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制を整備していた。これによれば、従業員らに対して定期的に法令等遵守について研修を課すとともに、問題のある行為を発見した場合の通報窓口を設け、通報があればコンプライアンス担当取締役が必要な調査を行い、取締役会に報告することとされていた。このような体制は、2013 年 10 月当時でも、通常想定される違法行為を阻止するための体制としては概ね適切なものとして評価される程度のものであった。また甲社において、通常想定される以上の方法で違法行為が行われることが予見されるべき事情は存在しなかった。

(iii) 甲社の法令等遵守体制の運用状況についてはコンプライアンス担当取締役及び監査役が定期的に報告することとされていたが、2013 年 10 月まで、運用状況に問題がないと報告されており、報告の内容を疑うべき特段の事情も存在しなかった。

(iv) 2013 年当時のコンプライアンス担当取締役であった K は、同年 9 月上旬、従業員から顕名により、E が取締役会規則に違反して本件取引を行おうとしているとの通報を受けた。ところが、ほぼ同時に K は E から、本件取引を取締役会に報告しないでほしい、さもなくば K が不倫していることを配偶者に知らせる、と脅された。婿養子で家庭内での立場が弱い K は、E に屈服した。E は同時に通報した従業員をも懷柔したため、本件取引が取締役会規則

に反して行われたこと、本件取引について通報があったことは取締役会には報告されず、他の取締役や監査役の知るところとはならなかった。

以上の事実を前提に、H, I, K の任務懈怠の有無について論じなさい。（中級）

9月号（492号） [松中 学先生]

登場人物などの基本的な事実関係は前月号までと共通である（http://www.yuhikaku.co.jp/static_files/2021E_syouhou.pdf 参照）。

分家筋の株主 D は、Q が行おうとしていたことを知り、正義感に酔っておかしくなる者はどこにでもいるが…、と愕然としていた。ただ、最終的に Q は何も行わなかったことから、気を取り直して甲社と F の取引について取締役らの責任を追及しようと考えていた。D は G などの株主と協調しており（以下、「D ら」），この時点（2022年5月）で協調している株主の議決権比率は約 20% であり、皆設立以来の株主であった。

この時点で、D らは次の情報を入手していた。①甲社（監査役設置会社かつ会計監査人設置会社）は甲社代表取締役 C の長女 F から倉庫用の土地（以下、「本件土地」）を借り受けている（以下、「本件取引」），②本件取引は C・E が主導したようであること，③本件土地に立てられた倉庫には空きが目立つ。もっとも、D らは本件取引の詳細な条件（490号の設問参照）や、取締役会決議の有無、この倉庫が具体的にどの程度使われているのかなどについては情報を入手できていなかった。

[問題]

問1 D らは、甲社株主としてどのような会社法上の権利を使って本件取引の条件および経緯などについての情報を入手することができるか。（中級）

問2 D らは問1の手段を活用するなどして、次の情報を入手できたとする。

(i) 本件取引は、甲社が、F の一人会社である乙社から、本件土地を 2013 年から 20 年間借り受ける内容である。(ii) 本件土地の賃料は年 2000 万円として契約がなされ、現在でも変わっていない。(iii) 賃料は周辺の土地の相場からすると約 13% 割高である。(iv) 甲社には 1000 万円以上の取引は取締役会に付議する旨の取締役会規則があるが、本件取引は取締役会決議なく行われた。他方、倉庫の建設費用の融資を受けた際には取締役会決議を経た。(v) 本件取引に際して甲社を代表したのは E である。(vi) 本件取引当時（2013 年）から現在までの甲社の計算書類に現れる事実および本件土地は倉庫面積の 1/6 に当たること。

他方、D らは(vii) 本件取引の動機や C, E, F のやりとり、(viii) 本件土地の取得価格は 5 億円であったが、甲社への賃料は、土地の価格を 6 億円、期待収益率を 3%（相場どおり）、諸経費を 200 万円として算定されたことは知らない。

以上の事実を前提に、D らが E の責任を追及するにはどのような主張が考えられるか。（初級）

8月号（491号） [久保大作先生]

事実関係は、前月号までと共通である（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html> を参照）。なお、甲社は監査役設置会社であり、監査役の権限が会計に関する事項に限定されていないものとする。

前月号（490号）においてなされた甲社とFとの間の土地賃貸借契約は、5月号（488号）の問題にあった株主総会においてDがいいかけて制止されたのち、徐々に株主に知られるようになった。甲社株式を10株だけ保有する株主Qも、知り合いからこの話を聞いた。

Qは激怒した。必ず、かの邪智暴虐の代表取締役Cを懲らしめなければならぬと決意した。Qには法律も経営もわからぬ。Qは、一介のサラリーマンである。愚痴をこぼし、それでも同僚たちとなんとか仕事をしてきた。しかし、邪悪に対しては人一倍に敏感であった。

Qは、駅前のうらさびれた商店街にある白草書店で「あなたも1人で訴訟ができる！！」という本を見つけた。そのなかの1章に株主代表訴訟の説明があるのを見つけたQは、連日書店に通って立ち読みするうちに、株主代表訴訟を使ってCを懲らしめようと考えるようになった。

〔問題〕 以上の事実を前提として、問1・問2に答えなさい。（なお、問1と問2は独立の事象とする）

問1 Qは、甲社代表取締役Cの責任を追及する訴えを提起するよう請求する文書を、甲社に向けて発送した。この文書は会社法847条1項及び会社法施行規則に定める方法に適合していたが、宛先を甲社監査役ではなく甲社代表取締役Eとしていた。そのためQの手紙は甲社に配達後、Eに回付された。

EはQの文書を一読したのち、甲社の定例取締役会に持参し、内容を紹介したうえで出席した取締役・監査役に回覧した。当該取締役会には監査役の全員が出席しており、その全員が回覧された手紙を読み、内容を把握したが、Cの責任を追及すべきだと主張する者はいなかった。

Qは、文書を発してから3か月を経ても甲社からCを訴えた旨の知らせを聞かなかつたことから、甲社のために代表取締役Cの任務懈怠責任を追及する訴えを提起した。これに対してCは本案前の主張として、Qの提訴請求は宛先を誤った不適式なものであつて無効であるから、当該提訴請求を前提に提起されたQの訴えは却下されるべきだと主張した。

- (1) Cの本案前の主張の適否を論じなさい。（初～中級）
- (2) もし甲社の監査役の監査権限が会計に関する事項に限定されている場合、上記(1)で示した結論は変わるか。（初級）

問2 邪悪に敏感なQではあるが、実はQも負けず劣らず猾悪であった。（いやむしろ、己が猾悪であるからこそ他人の邪悪に敏感なのかもしれない。）

Qは、甲社に対して適式にCに対する責任追及の訴えを提起するよう求めた直後、Cに対して挨拶状の体で書簡を送った。そのなかでQは、近々R県で居酒屋を開業したいと考えて

いること、そしてその開業資金として 3000 万円ほど必要であることを述べたうえで、「もしもどこからか 3000 万円を調達できたならば、開業の準備にすぐにとりかかると思っていました。そうするととても忙しくなって、他のことには構っていられないでしょう。ましてや訴訟なんてとてもとても」と記されていた。C は、Q の書簡が体のいいゆすりであると考え、黙殺した。

Q は C に対して同様の書簡を 2 か月後にもう一度送ったが、C はこれも無視した。責任追及の訴えの提起をするよう求めてから 3 か月を経ても甲社監査役が訴えを提起しなかったため、Q は会社に代わって C を提訴した。

C は、この訴訟において本案判決は避けたいと考えている。さて、C にはどのような手段があるか。そのうちどれを用いるのがよいか。（初級）

7月号（490号） [松中 学先生]

本問の登場人物は 487 号以下と同一である（設問は、
http://www.yuhikaku.co.jp/static_files/2021E_syouhou.pdf 参照）。

時は 2013 年に遡る。C は長女 F から「E（F の兄）は甲社の役員報酬をもらっていて、将来社長になる。私だけ何もないなんてズレい。」といわれ、困っていた。F は甲社の経営に関与していないが、C にとってかわいい一人娘であり、役員報酬より少し少ない程度の金銭を与えてやりたかった。E は、「また F のワガママか」と思いつつ、将来の相続等に影響が出ては困ると次のスキームを提案した。

①F の一人会社（乙社。取締役会非設置会社で F が唯一の取締役）を設立し、乙社は、E が不動産仲介業者から紹介を受けた売主（甲社と無関係）から倉庫用の底地（本件土地）を取得する。②原資は、C が連帯保証人となった上で、金融機関から借り入れる。③乙社は本件土地を甲社に 20 年間貸し付ける（本件契約）。④本件土地は 2000 m² であり、取得価格は 5 億円であった。甲社への賃料は、土地の価格を 6 億円、期待収益率を 3%（相場どおりとする）、諸経費を 200 万円として、年 2000 万円とした。C も了承してこれらが実行された。

E は C 以外の甲社役員に詳細を知られるのが恥ずかしく、反対されても困るため、取締役会に諮ることなく自己が代表取締役として乙社（F が代表）と本件契約を行った。F は本件契約が自己に有利な内容であることは知っていたが、取締役会決議の要否と有無は確認していなかった。F は、知人からのアドバイスを受け、本件契約の契約書に「両社において各種決議を含む必要な手続を経たことを確認した」との条項を入れるよう求め、E も受け入れて採用された。

2013 年当時の甲社の状況は、資産 300 億円、負債 100 億円であった。経常利益は 2005 年頃までは総資産の 2~3% 程度あったものの、2010 年頃から B 港の荷物取扱量の減少により減益となつた。2013 年の本件契約当時は、倉庫に空きが生じつたため、4 億 5000 万円（総資産の 1.5%）まで減少していた。また、本件土地は賃借直後の倉庫面積の 1/6 に当たる（倉庫面積はその後変わっていない）。なお、本件契約の前から現時点まで、甲社には 1000 万円以上の取引は取締役会に付議する旨の取締役会規則があるが、必ずしも遵守されていなかった。例えば、2000 年頃に別の倉庫用土地を 5 億円で売却した際は C の一存で行ったが、本件契約と同時に行つた、本件土地に倉庫を建設するための 2 億円の銀行借入れは、銀行の求めで取締役会決議を経ていた。

問 1 本件取引に会社法 362 条にもとづく甲社の取締役会決議は必要だったか。

問 2 甲社は本件契約を無効だと主張でき

6 月号（489 号） [久保大作先生]

本問の登場人物は 487 号・488 号と同一である（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html> から前号の設問をみることができる）。

2021 年 6 月の定時株主総会を乗り切った C だったが、強引な株主総会運営は分家筋の株主の反感を生み出した。さらに、使われていない倉庫の底地が F 所有であることが明らかになり、倉庫を解体しないのは本家筋が甲社財産を食い物にするためとの疑惑が生まれた。そのため分家筋株主の中には、本家筋に強く反発する者が出てきた。

さて、5人の取締役のうち 4 人（C, H, I, K）の任期（定款の定めにより 4 年）は、2022 年 6 月の定時株主総会終了時までであった。そのため C らは、C を再任させるほか、H の子 L, I の子 M, 従業員 N を後任とするつもりだった。ところが 2021 年 12 月の時点での票読みでは、本家筋を支持する株主と反発する株主との議決権の数が拮抗していた。

危機感を抱いた C らは、確実に取締役選任決議を通すため、臨時株主総会を開催することとした。すなわち 2022 年 1 月 15 日の甲社取締役会の席上、C, H, I, K の 4 人は同年 1 月 31 日をもって取締役を退任する旨の意思表示をした。そして後任を選任するための臨時株主総会を、同年 1 月 30 日午前 8 時から A 県の隣県にある O 温泉（B 市から約 300km）の P 旅館で招集することを決定し、取締役会終了後直ちに招集通知を発出した。なお、この開催日時等は本家筋支持派の都合のみを事前に調べたうえで定めたものである（なお、書面投票・電子投票は実施されていない。また、定款に株主総会の場所等についての規定はない）。

同年 1 月 30 日午前 8 時、P 旅館において甲社臨時株主総会（以下「本件総会」という）が開催された。本件総会の開催に際し、本家筋を支持する株主に対しては C が甲社の計算で交通手段や宿泊場所の確保を支援し、費用の一部を補助したが、その他の株主にはそのような支援等はなかった。本件総会の出席者は本家筋支持派のみであり、不意をつかれた形の分家筋の株主は出席できなかった。C, L, M, N を取締役に選任する議案は、出席者全員（総議決権の 51%）の賛成をもって可決された（以下「本件決議」という）。

問 1 甲社株主 D は 2022 年 2 月 15 日、本件決議について株主総会決議取消しの訴えを提起した（以下「本件訴え」という）。これに対して甲社は本件決議に取消事由はなく、仮にあったとしても裁量棄却されるべきだと主張している。さて、本件決議は取り消されるべきか。判例に沿って判断せよ。（初～中級）

問 2 本件訴えが第 1 審裁判所に係属している間に、本件決議によって選任された取締役らが任期満了を迎えた。そのため、本件総会後に C に代わって代表取締役となった L が招集した甲社定時株主総会において、C, L, M, N を再任する旨の決議がなされた（以下「後行決議」という）。D が本件決議に瑕疵があることを理由に後行決議についても提訴期間内に株主総会決議取消しの訴えを提起したところ、2 つの事件の審理は併合された。甲社は、後行

決議の成立によって本件訴えの訴えの利益は消滅した，と主張している。判例に照らして，甲社の主張の適否を論じなさい。（初級）

5月号（488号） [松中 学先生]

本問の登場人物は 487 号の設問と同じである（<http://www.yuhikaku.co.jp/static/hougaku/ws.html> から前号の設問をみることができます）。

甲社の 2021 年定時株主総会（本件総会）は同年 6 月 25 日に行われ、倉庫解体のための D による 2 つの株主提案議案（1 号・2 号議案）と、会社側提案として取締役 E（C の長男）の再任議案（3 号議案）が付議された。甲社の定款には「取締役 5 名を置く」と定められ、5 名が選任されていた。本件総会終了時に、E だけが任期を迎える。議案要領の通知等の株主総会までの手続は適法に行われたものとする。

本件総会には、数人を除く株主が出席した（定足数は満たしている）。まず、株主提案の 1 号・2 号議案が付議された。議長 C は、D が通知した提案内容と理由を読み上げて質疑に移った。D は提案理由を説明させるよう求めたが、C は「既に理由は説明した。質問ではないので受け付けない」と応じなかった。D は、招集通知発出後に調べた事情として、C の長女 F（甲社の役員・従業員ではない）が、使われていない倉庫の土地を甲社に賃貸している事実を説明するつもりであった。

甲社株主 G は、C の指名を受けて「D の説明を聞きたい」と発言し、C は渋々 D の発言を認めた。D が節約できる費用について説明し、「ところで使われていない倉庫の土地ですが」と話しかけたところで、C は「既に 3 分も経っているので打ち切ります。D 家の者は話が長いでいかんわ」と説明を打ち切った。その後、D は投票で賛否の数を明確にすることを求めたが、C は「定款に採決方法の定めはない」として、挙手によることとした。本家筋を中心に総議決権の 60% の株主が「反対」と大きく声をあげて挙手し、C は否決を宣言した。

3 号議案の審議では、D が、「F が倉庫の土地を貸している点はどう考えるのか。E は代表取締役として、F による賃貸にどのように関わったのか」と質問した。C は「説明する必要はない」として採決に進んだ。C は、賛成者に挙手を求めて採決を行い、総議決権の 25% を保有する H と 20% を保有する I、他に数人の株主（合計で総議決権の 10% 程度）が挙手したため可決を宣言した。

問 1 D は 3 号議案との関係で本件総会の決議取消しを求めるることはできるか。（初級）

問 2 D は 1・2 号議案との関係で本件総会の決議取消しを求めるることはできるか。（中級）

4月号（487号） [久保大作先生]

甲株式会社（以下「甲社」という）は A 県に本店を置く非公開会社かつ取締役会設置会社である。甲社は江戸時代の廻船問屋を起源とする同族会社であり、その株主は本家筋といくつかの分家筋にあたる者たち約 20 名弱で構成されている。

甲社は A 県の B 港において港湾荷役業を営んでおり、B 港一帯に荷役用の倉庫を所有している。しかし A 県では工場の撤退が相次ぎ、B 港の荷物取扱量も減少傾向にあった。そのため甲社の倉庫の 3 分の 1 はここ 10 年ほどほとんど使われておらず、維持管理費が甲社の業績を圧迫する要因となっていた。

甲社の代表取締役を務める C は、「A 県の経済はかならず上向くから、倉庫設備を維持しておくべきだ」と考えていた。しかし分家筋の株主の一部は「工場誘致に有効な施策をうてていない現在の県政のもとでは、A 県の経済がすぐに上向くとは考えらない」として、倉庫の一部を解体して維持管理費を節約すべきだと主張していた。

2020 年 4 月以降のコロナショックにより甲社の業績は大きく悪化したが、C を中心とする取締役らは倉庫を維持するという方針を曲げていない。

そこで、甲社の議決権の 0.5% にあたる 300 個の議決権を保有する株主 D は、2021 年 3 月ごろから、例年 6 月下旬に開催される甲社定時株主総会において、甲社の定款を変更して業務執行の決定を株主総会においても行うことができる旨の規定を追加する旨の株主総会決議案（以下「定款変更議案」という）、そして定款変更議案が成立することを条件として甲社の倉庫のうち 3 分の 1 を解体する旨を決定する株主総会決議案（以下「解体議案」という）を提案しようと考えるに至った。

問 1 D はこれらの議案を提案できるか。可能であれば、いつまでに、どのように提案することになるか。（初級）

問 2 D が提案しようとしている定款変更議案の内容は、適法か。（上級）